

Okakenkyo News Letter

2024
4月
848号

岡山県建設業協会 会報

- ②令和6年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて
- ⑦情報共有システム活用工事の試行について
- ⑧岡山県下公共工事の動向（3月分）
- ⑩建退共だより
- ⑪法律相談コーナー
- ⑫建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑬建設業総合補償制度のご案内
- ⑭岡山県からのお知らせ



早島公園[早島町](提供：岡山県観光連盟)

令和6年度の建設工事に係る入札・ 契約制度の見直しについて

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札・契約制度等について、次のとおり見直しを行い、令和6年度から実施しますので、お知らせします。

I 現場代理人の兼務緩和（令和6年4月から）

県発注工事における現場代理人の兼務について、令和6年4月から、請負金額（建築一式工事は請負金額の2分の1）が4,000万円未満の他の工事の専任を要しない主任技術者との兼務を認めます。

なお、その他の要件については、変更ありません。

兼務要件	新	旧
資格要件	他の工事において、主任技術者（請負金額（建築一式工事は請負金額の2分の1）が4,000万円未満の工事において配置されるものを除く。）、監理技術者又は監理技術者補佐として選任されていないこと。	他の工事において、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として選任されていないこと。
兼務可能件数	3件以内であること。	
当初請負金額	当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の2分の1）の合計が、4,000万円未満であること。	
従事可能地域	それぞれの工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。 例1：従事中の工事が、備前県民局（岡山市）管内の場合、東備地域事務所の管内を除く備前県民局の管内で兼務可能 例2：従事中の工事が、東備地域事務所（和気町）管内の場合、東備地域事務所の管内で兼務可能	
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 監督員と常時連絡可能な体制を確保し、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。・ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

Ⅱ 総合評価拡大型の試行の見直し（令和6年6月から）

設計金額4千万円以上8千万円未満の一般的な土木一式工事で試行している総合評価拡大型の「チャレンジ型」において、令和6年6月1日以降に入札公告するものから、**地域貢献・企業の施工体制の項目に週休2日（4週8休）を達成した工事实績とICT活用工事の実績を評価項目に加え、評価基準の一部を見直したうえで、評価項目の一部を選択制とします。**

評価項目や評価基準などの詳細は、別添「チャレンジ型評価項目・落札者決定基準（例）」を参照してください。

また、入札に当たっては、入札公告（個別公告）をご確認ください。

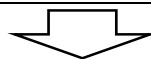
なお、新たな技術資料の様式等は、後日、ホームページによりお知らせします。

○選択項目の概要

現在、地域貢献・企業の施工体制の項目において評価項目としている「道路除雪作業委託の受注及び除雪作業の実績の有無」、「若手技術者又は若手従業員の雇用の有無」、「建設機械の保有の有無」、「応急対応の実績の有無」に、「**週休2日（4週8休）を達成した工事实績の有無**」と「**ICT活用工事の実績の有無**」を加え、これらの6項目を選択項目とし、入札者が自身の取組内容に応じて、最大3項目を選択することができることとします。

【現行】

	評価項目	得点
③ 地域 貢献 ・ 企 業 の 施 工 体 制	主たる営業所の所在地	/1.0
	防災協定の締結の有無	/2.0
	近隣地域での施工実績の有無	/2.0
	道路除雪作業委託の受注及び除雪作業の実績の有無	/2.0
	若手技術者又は若手従業員の雇用の有無	/1.0
	建設機械の保有の有無	/2.0
	応急対応の実績の有無	/2.0
	小計	/12.0



【変更後】

	評価項目	得点	
③ 地域 貢献 ・ 企 業 の 施 工 体 制	主たる営業所の所在地	/1.0	
	防災協定の締結の有無	/2.0	
	近隣地域での施工実績の有無	/2.0	
	（最大3項目を選択）	ア 道路除雪作業委託の受注及び除雪作業の実績の有無	/2.0
		イ 若手技術者又は若手従業員の雇用の有無	/2.0
		ウ 建設機械の保有の有無	/2.0
		エ 応急対応の実績の有無	/2.0
		オ 週休2日（4週8休）を達成した工事实績の有無	/2.0
		カ ICT活用工事の実績の有無	/2.0
小計	/11.0		

○ 追加項目の評価基準及び配点

追加した評価項目の評価基準及び配点は次のとおりとします。

評価項目	評価基準	配点
岡山県が発注した土木一式工事のうち、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日<過去1年度>までの間に完成させ、週休2日（4週8休）を達成した工事実績（岡山県が週休2日（4週8休）の達成を証する証明書を交付したものに限る。）の有無	週休2日（4週8休）を達成した工事実績が2件以上あり	2.0
	週休2日（4週8休）を達成した工事実績が1件あり	1.0
	上記のいずれにも該当しない。	0.0
岡山県が発注した土木一式工事のうち、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日<過去2年度>までの間に完成させた、ICT活用工事の実績（岡山県がICT活用工事の履行を証する証明書を交付したものに限る。）の有無	ICT活用工事（Light ICTは除く。）の実績が1件以上あり	2.0
	ICT活用工事（Light ICTに限る。）の実績が1件以上あり	1.0
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

○ 評価基準及び配点の見直し

若手技術者又は若手従業員の雇用の有無の評価項目については、**評価基準を見直した上で、配点を1点から2点に引き上げます。**

また、建設機械の保有の有無の評価項目については、**評価基準を見直し、建設機械の保有状況をより詳細に評価することとします。**

【現行】

評価項目	評価基準	配点
若手技術者又は若手従業員の雇用の有無	35歳未満の技術者又は30歳未満の従業員を2人以上雇用	1.0
	35歳未満の技術者又は30歳未満の従業員を1人雇用	0.5
	上記のいずれにも該当しない	0.0
建設機械の保有の有無	5台以上を保有し、又は長期リース契約している。	2.0
	3台以上を保有し、又は長期リース契約している。	1.0
	上記のいずれにも該当しない	0.0



【変更後】

評価項目	評価基準	配点
若手技術者又は若手従業員の雇用の有無	40歳未満の技術者又は35歳未満の従業員を4人以上雇用	2.0
	40歳未満の技術者又は35歳未満の従業員を3人雇用	1.5
	40歳未満の技術者又は35歳未満の従業員を2人雇用	1.0
	40歳未満の技術者又は35歳未満の従業員を1人雇用	0.5
	上記のいずれにも該当しない	0.0
建設機械の保有の有無	5台以上を保有し、又は長期リース契約している。	2.0
	4台を保有し、又は長期リース契約している。	1.5
	3台を保有し、又は長期リース契約している。	1.0
	2台を保有し、又は長期リース契約している。	0.5
	上記のいずれにも該当しない	0.0

Ⅲ 総合評価落札方式における新型コロナウイルスに関する特例の解除 (令和6年4月から)

新型コロナウイルスの影響により、CPDS対象講習や建築CPD対象講習が減少していたことから、特例として、継続学習に関する評価の対象期間を延長（3年間）していましたが、令和5年3月にお知らせしていたとおり、令和6年度からは、特例を解除し、評価対象期間を1年間に戻します。

【令和6年度の総合評価における継続学習に関する評価の対象期間】

評価対象期間	評価基準	配点
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	取得した単位が20ユニット(12単位)以上	1.0
	取得した単位が10ユニット(6単位)以上	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

Ⅳ 小規模な工事における工事書類の簡素化等（令和6年4月から）

受発注者の事務処理の負担軽減を図るため、設計金額が250万円未満の小規模な工事について、令和6年4月から、原則として受注者が作成する工事書類の簡素化及び検査事務の簡略化を図ります。

【取組の内容】

- ・ 出来形管理に係る定型様式の作成を不要とします。
- ・ 品質管理書類の提出は求めず、提示のみとします。
- ・ しゅん工検査における実地検査を省略し、書類検査とします。

Ⅴ 電子保証の導入（令和6年6月から）

現在、書面で提出を求めている西日本建設業保証（株）等の保証事業会社の契約保証証書や前払金保証証書について、令和6年6月から、日本電子認証（株）が提供する発注者用保証確認サービス（D-Sure）を県職員が閲覧することにより、保証内容を確認することとし、書面での提出を不要とします。

電子保証の申込方法については、西日本建設業保証（株）等の保証事業会社にお問い合わせください。

なお、引き続き、電子保証を利用せず、書面による提出も受け付けます。



岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/>) から → 画面右上の [組織で探す] を
クリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483

情報共有システム活用工事の試行について

岡山県土木部技術管理課

受発注者の事務作業の負担軽減や情報共有の迅速化など、業務の効率化への取り組みをより一層推進するため、下記のとおり発注者が情報共有システムの活用を指定する情報共有システム活用工事を試行することとしましたので、お知らせします。

1 対象工事

岡山県が発注する設計金額が4,000万円（税込）以上の全ての建設工事。

※営繕工事は対象外

2 試行時期

単価適用日が令和6年4月1日以降の工事から適用します。

3 その他

情報共有システムの詳細については、下記のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/584691.html>

【お問い合わせ先】

土木部技術管理課管理情報班

TEL 086-226-7410

岡山県下公共工事の動向 〈3月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和6年3月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	255件	182億円	3,813件	2,033億円
増 減 率	▲0.4%	▲4.9%	5.2%	13.7%
令和4年度	256件	192億円	3,625件	1,789億円
令和3年度	248件	161億円	3,859件	1,730億円
令和2年度	252件	255億円	3,990件	1,865億円

【1】当月の状況

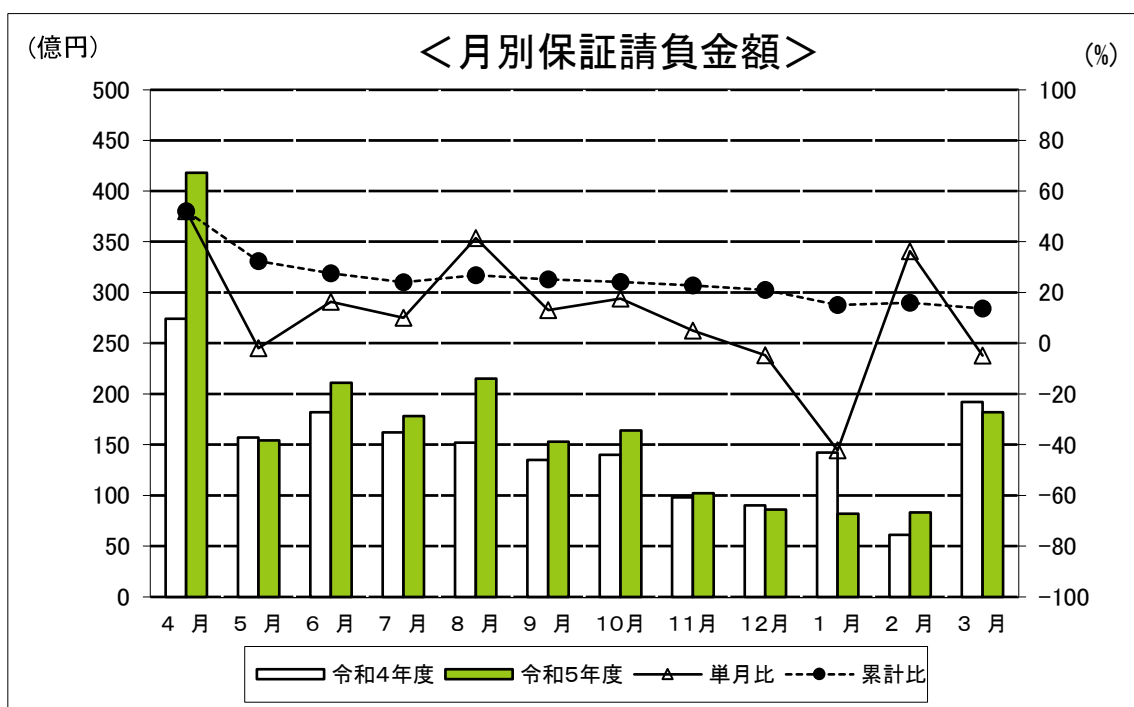
3月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で0.4%減の255件、請負金額は4.9%減の182億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で741.6%増、「市町村」で2.3%増となったものの、「国」で19.7%減、「県」で51.4%減、「その他の公共的団体」で31.7%減となった。

【2】累計(令和5年4月～令和6年3月)

3月末累計では、件数は前年同月比で5.2%増の3,813件、請負金額は13.7%増の2,033億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で24.0%減、「その他の公共的団体」で0.6%減となったものの、「国」で10.1%増、「県」で5.9%増、「市町村」で29.1%増となった。

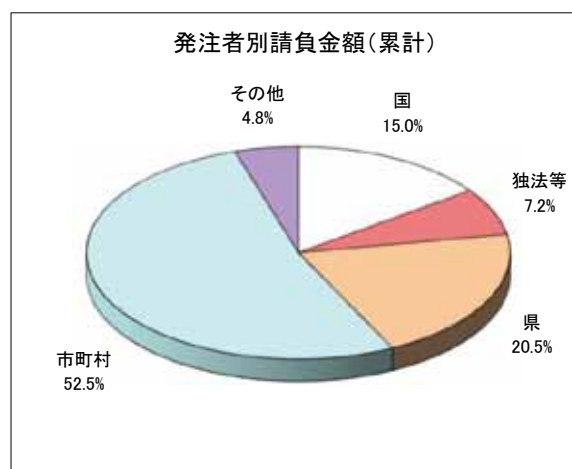
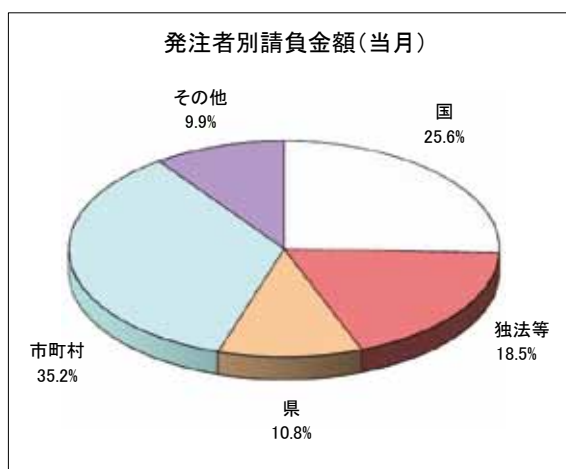


【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。
3月:19件、令和5年度累計:135件(令和4年度累計:95件)

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	28	4,675	3.7	▲ 19.7	187	30,542	7.5	10.1
独法等	7	3,382	0.0	741.6	63	14,663	▲ 10.0	▲ 24.0
県	87	1,973	▲ 26.9	▲ 51.4	1,416	41,627	▲ 1.5	5.9
市町村	124	6,422	45.9	2.3	2,083	106,694	10.7	29.1
その他	9	1,801	▲ 50.0	▲ 31.7	64	9,856	3.2	▲ 0.6
合 計	255	18,255	▲ 0.4	▲ 4.9	3,813	203,385	5.2	13.7



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	5,143	▲ 49.8	28.2%	67,713	2.7	33.3%
東備地区	453	38.4	2.5%	5,811	▲ 15.7	2.9%
倉敷地区	2,851	74.3	15.6%	53,999	14.3	26.5%
井笠地区	3,898	162.9	21.4%	24,892	35.4	12.2%
高梁地区	2,347	741.0	12.9%	8,307	201.9	4.1%
新見地区	420	17.6	2.3%	6,180	15.3	3.0%
真庭地区	1,943	▲ 1.8	10.6%	12,597	37.6	6.2%
津山地区	734	▲ 72.1	4.0%	14,359	4.3	7.1%
勝英地区	462	72.4	2.5%	9,524	0.5	4.7%
合 計	18,255	▲ 4.9	100.0%	203,385	13.7	100.0%

(建退共だより)

事務処理の手引きの改訂、 及びホームページ掲載について

【事務処理の手引き（赤本）の改訂、及びダウンロード方法について（2024年4月1日～）】

建設業退職金共済制度事務処理の手引きを令和6年4月に改訂いたしました。各種様式の変更、約款の更新等が主な改訂内容となります。

また、閲覧性の向上、及び省資源化への取り組みとして、ホームページからのダウンロード・印刷ができるよう対応しました。ご確認の上、制度の適切な履行をお願いいたします。

※建退業退職金共済事業本部TOPから、

「手続きのご案内」>「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」(PDF)のページよりダウンロードが可能となります



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
略称：建退共（けんたいきょう）

■ 手続きのご案内

■ 建設業退職金共済制度 事務処理の手引き

建設業退職金共済制度事務処理の手引きを令和6年4月に改訂いたしました。各種様式の変更、約款の更新等が主な改訂内容となります。また、閲覧性の向上、及び省資源化への取り組みとして、今回の改訂より、ホームページからのダウンロード・印刷ができるよう対応しました。ご確認の上、制度の適切な履行をお願いいたします。

建設業退職金共済制度
事務処理の手引き
(令和6年改訂版)

成加入の共済契約者向け A4サイズ

ダウンロード、印刷はこちらから

■ 建設業退職金共済制度事務処理の手引き（令和6年4月改訂版）

(注)ページ数が多いため、印刷時にホチキス留めできない場合があります。その場合は適宜ファイリング等していただきますよう、お願いいたします。

■ ページの先頭に戻る

トップページ > 手続きのご案内 > 建設業退職金共済制度 事務処理の手引き

第166回 ハラスメントが争われている場合の懲戒処分

●相談内容● 当社は、退職した従業員から、ハラスメントがあったとして、訴訟で損害賠償請求をされています。当社としては請求全額には応じたくはないと考えていますが、内部で調査をした限りでは一定のハラスメントがあり、懲戒処分をしないではならない程度のもと考えています。
とはいえ、今懲戒処分をすることで、その情報が漏れて会社が訴訟で不利になる恐れがあるように思われます。この場合、どのように対応したらよいでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

懲戒をすることの意味

懲戒は、服務規律を遵守させ、企業秩序を維持するために必要な制度であるといえます。

そのため、懲戒すべき事案で懲戒をしないと、従業員の会社に対する不信感を生じさせ、会社に対するエンゲージメントを低下させることとなります。

そして、ハラスメントをハラスメントとしてきちんと処理しない会社は、会社外からも敬遠されることとなり、採用面や取引面で大きくマイナスの影響を与えます。

もちろん、行き過ぎた懲戒はそれが無効と判断されることになるため、なんでもかんでも懲戒をすればいいということではありません。適切な判断が重要なのです。

放置することの危険性

以上のとおり、懲戒をしないことは会社のコンプライアンス態勢への疑問を投げかけられるきっかけになります。そして、時間がたてばたつほど、批判の程度は大きくなっていきますし、従業員の不安は増大していきます。

このことから、適切な処分をするだけでなく、迅速な対応も重要になります。迅速な対応するためには、ゴールを見据えて初動を早くすることが必要になります。ただ動けばいいというわけではなく、誰にどのような順番で聞き取りをし、どのような物的証拠を収集し、事実認定を行うかということを考える必要があります。懲戒をするにしろ、しないにしろ、「正しい事実」を聞き出す姿勢を持つとともに、ゴールに向けた適正な手続を実行していくことが大切です。

必要なコンプライアンス態勢について

必要なときに必要な処分をし、すべきでないときには処分をしないという態勢ができてこそ、コンプライアンス態勢が十分にできていると評価されるわけですが、それこそ訴訟になっている等の理由から、懲戒処分をすることが憚られるといったことが生じることもあるでしょうが、先ほど述べたとおり懲戒処分の放置はとても危険です。訴訟は訴訟で懲戒該当事実があったことを前提として、正々堂々と戦わなくてはなりません。

懲戒処分にあたっては、ときには事実認定が困難となる場合もあれば、第三者視点で事実を調査、認定することが必要になる場合もあります。そのような場合には、懲戒処分に弁護士を入れたり、弁護士等の専門家に事実の調査を依頼したりすることがよいと思います。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険のよくあるご質問

(年間完成工事高契約の場合)

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

Q1：加入条件はありますか？

A：国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。現在、全国で約 24,000 社に加入いただいています。

Q2：補償の対象となるのは誰ですか？

A：現場労働者の方です。元請、下請を問わず、無記名で補償されます。また、代表者（保険契約者）も補償されます（従業員 300 人以下の場合）。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

Q3：同一事故で多数被災した場合はどうなりますか？

A：同一事故で多数の方が被災した場合や、契約期間中に複数の事故が発生した場合でも、それぞれの被災者に対して保険金をお支払いします。

Q4：元請企業も下請企業も建設共済保険に加入していた場合はどうなりますか？

A：同一現場で元請企業も下請企業も加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金をお支払いします。（一定の限度額があります。）

Q9：経営事項審査において加点されるのですか？

A：申込手続き完了後、共済団から送付される「加入証明書」の写を経営事項審査の申請時に提出いただきますと、労働福祉の状況の中で 15 点加点評価されます。

Q5：企業の費用も補償されるのですか？

A：被災者への補償はもとより、災害発生時に企業が負担される諸費用（例えば、原因調査の費用および安全教育費用、訴訟関係費などの渉外費用、慰謝料、現場停止・指名停止期間の人件費等に充てる費用）も補償します。

Q6：どの程度の保険金区分に加入されていますか？

A：全国の加入者（約 24,000 社）の「55.3%」は 2,000 万円以上の保険金区分に加入されています。（参考：上乗せされた金額の単純平均額は 2,540 万円 H24～R3 年度 共済団保険金支払い事案の単純平均額）

Q7：掛金が安いと聞きましたが？

A：建設業における自主的な共済保険で、営利事業ではなく低経費で運営しています。また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害 1～7 級と傷病 1～3 級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっています。

Q8：掛金は何に基づいて計算されますか？

A：掛金は直前 1 年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病 3 級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL : <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続きが簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談

補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④自社所有建機等もカバー

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万一が事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和5年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

ゴールデンウィークの交通事故防止について

実施期間 令和6年4月27日(土)～5月6日(月)

ゴールデンウィークには、車でのお出かけや旅行を計画されている方も多いのではないのでしょうか。交通事故が起こると、楽しい計画がづらい後悔に変わってしまいます。次のことに注意して、安全運転を心がけましょう。

1 ゆとりのある計画とゆとりのある運転を

行楽シーズンは、道路が大変混雑します。行き先までの交通状況を事前に十分調べて、無理のない、ゆとりのある計画を立てましょう。時間のゆとりは心のゆとりに、心のゆとりは安全運転につながります。

2 車と自分の健康チェック

車の故障やドライバーの病気や体調不良が原因で、大きな事故につながる可能性があります。出かける前には、車を点検するとともに、睡眠を十分にとり、健康状態にも注意しておきましょう。

3 シートベルト・チャイルドシートは必ず着用！

車に乗ったらシートベルトを着用し、6歳未満の子どもには必ずチャイルドシートを使用しましょう。高速道路だけでなく、一般道でも、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。シートベルトやチャイルドシートは、万一の事故の際の命綱です。

4 「ゆずる・とまる・まもる」 スピードは控えめに、合図の徹底、信号厳守！

スピードの出し過ぎや無理な追い越しは事故のもとです。ゆずり合いと思いやりの心を持ち、交通ルールを守り、マナーある運転をしましょう。

ウィンカーを出すタイミングは、進路変更は3秒前、交差点等右左折は30メートル手前です。合図を出して、自分の車の動きを周囲に知らせましょう。

また、信号は、赤も黄色も「止まれ」です。安全に止まれるのに、無理に交差点等に進入するのはとても危険です。交通渋滞の原因にもなります。信号の意味を正しく理解し、信号を守って通行しましょう。

5 同乗者も安全運転に協力を

同乗者も、ドライバーが運転に集中できるように心がけましょう。ドライバーにむやみに話しかけたり、無理、無謀な運転をあおったりする言動はやめましょう。子どもの行動が運転を妨げないよう気をつけましょう。

6 帰宅するまで気を緩めずに

夕暮れ時や夜間は、周囲の状況が見えにくい上、疲れが出てくる時間帯です。自宅に着くまで気を緩めず、運転に集中し、前をよく見て、周囲の安全をよく確認しながら運転しましょう。ライトは早めに点灯し、前車や対向車がないときには、ハイビームで、状況に合わせてこまめに切り替えましょう。眠気や疲れを感じたら、すぐに休憩しましょう。

- 6.3.11 岡山県職業能力開発協会 理事会
- 6.3.11 全建 総務委員会（東京）
- 6.3.12 全建 協議員会（東京）
- 6.3.12 建退共 評議員会（東京）
- 6.3.12 中国ブロック協議会 会長会議（東京）
- 6.3.13 (公財)建設業福祉共済団 都道府県建設業協会会長会（東京）
- 6.3.13 (一財)建設業振興基金 参与会（東京）
- 6.3.21 全建 地域CCUS推進委員会（東京）
- 6.3.21 全建 全国専務・事務局長会議（東京）
- 6.3.23 小田川合流点付替え事業等竣工記念式典
- 6.3.26 全建 表彰部会（東京）
- 6.3.27 表彰審査委員会
- 6.3.27 正副会長会

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp